

第一百六十三回

参議院議院運営委員会会議録第十一号

平成十七年十月二十八日(金曜日)

午前九時四十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

溝手 領正君

衆議院議員

議院運営委員長

川崎 二郎君

副議長 扇 角田 千景君

千景君

委員

金田 勝年君

事務局側

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

○衆議院議員(川崎二郎君) ただいま議題となり等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告の給与構造改革による俸給と調整手当、地域手当の配分の見直し等に伴

て、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告の給与構造改革による

俸給と調整手当、地域手当の配分の見直し等に伴

小斎 平敏文君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

○衆議院議員(川崎二郎君) ただいま議題となり等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告の給与構造改革による俸給と調整手当、地域手当の配分の見直し等に伴

て、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告の給与構造改革による

俸給と調整手当、地域手当の配分の見直し等に伴

藤原 彰君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

弘友 和夫君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

荻原 健司君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

小泉 昭男君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

北川 イツセイ君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

岸 信夫君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

末松 信介君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

中川 雅治君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

松村 祥史君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

二之湯 智君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

三浦 一水君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

島田 智哉子君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

櫻葉 賀津也君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

津田 弥太郎君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

白 真敷君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

前川 清成君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

柳澤 光美君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

谷合 正明君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

鰐淵 洋子君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

眞雄君 智子君

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

議員以外の議員

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

紙 上

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川崎 二郎君

議員

事務次長

川村 二郎君

議院運営委員長

川

附則第十三項中「調整手当」を「地域手当」に、「百分の十二」を「百分の十八」に改める。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条及び附則第三項から第七項までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(平成十七年十一月に受ける期末手当に関する特例措置)

第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十一条第一項の規定により平成十七年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第五条の規定の例による。

(経過措置)

平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けた議員秘書で、その者の受ける給料月額が同日において受けた給料月額に達しないこととなる議員秘書には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

前項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者で、切替日以後給料表の適用に異動があつた議員秘書(国会議員の秘書の給与等に関する法律第三条第二項の議員秘書(以下「政策秘書」という。)から同条第一項の議員秘書のうち別表第一による額を受ける者(以下「第一秘書」という。)に異動し、又は第一秘書から政策秘書に異動した者を含む。)について準用する。この場合において、前項中「同日において受けた給料月額」とあるのは、「異動後に適用を受けた給料表の適用を同日において受けたもの」としてした場合の「給料月額」と読み替えるものとする。

前二項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて切替日以後引き続き他の国会議員の秘書となつたものについても適用する。

前二項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて次の各号のいずれかに該

当するもの又は切替日前に議員秘書を退職し、切替日以後に再び議員秘書となつた者であつて次の各号のいずれかに該当するものが再び議員秘書として受ける給料月額について準用する。

一 國會議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し、當該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

二 当該議員秘書を退職し、引き続いて秘書参考事務局の議長若しくは副議長の秘書業務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の秘書官(内閣総理大臣又は国務大臣の秘書業務をつかさどる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)の適用を受ける職員を含む。)を退職し、引き続いて再び議員秘書となつた者

三 当該議員秘書を退職し、引き続いて秘書参考事務局において秘書参考(各議院事務局の議長又は副議長の秘書業務をつかさどる参考事などをいう。)を退職し、當該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

○國會議員の秘書の給与等に関する法律案 新旧対照条文
○國會議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

勤勉手当

当するもの又は切替日前に議員秘書を退職し、切替日以後に再び議員秘書となつた者であつて次の各号のいずれかに該当するものが再び議員秘書として受ける給料月額について準用する。

一 國會議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し、當該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

二 当該議員秘書を退職し、引き続いて秘書参考事務局の議長若しくは副議長の秘書業務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の秘書官(内閣総理大臣又は国務大臣の秘書業務をつかさどる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)の適用を受ける職員を含む。)を退職し、引き続いて再び議員秘書となつた者

三 当該議員秘書を退職し、引き続いて秘書参考事務局において秘書参考(各議院事務局の議長又は副議長の秘書業務をつかさどる参考事などをいう。)を退職し、當該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

四 在職期間が六月以上の場合は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、國會議員の秘書の給料の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三	二	一	級	号給	給	料	月	額
四三二一	九八七六五四三二一	二	一	三六七、一〇〇円	四四九、〇〇〇円	四六〇、五〇〇円	四七二、〇〇〇円	三八七、四〇〇円

別表第一(第三条関係)

三	二	一	級	号給	給	料	月	額
四三二一	九八七六五四三二一	二	一	三六八、二〇〇円	四五〇、三〇〇円	四六一、九〇〇円	四七三、四〇〇円	三八八、六〇〇円

別表第一(第三条関係)

五五二、八〇〇円	五五四、四〇〇円	五六七、〇〇〇円	五六五、三〇〇円	五七三、七〇〇円	五八二、一〇〇円	五八三、八〇〇円
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

(傍線の部分は改正部分)

		改 正 案				
		(勤勉手当)				
第十五条 略		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
一 在職期間が六月の場合 百分の七十		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
二 在職期間が五月以上六月末満の場合 百分の五十五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十三・五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
四 在職期間が三月末満の場合 百分の二十一・七五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				

○国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第二条関係)
(傍線の部分は改正部分)

三	二	一	級	号給	給 料 月 領
五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	一	二 一	二	二七五、六〇〇円
三九九、四〇〇円	三五九、六〇〇円	三一八、九〇〇円	二七四、六〇〇円	二	二八六、〇〇〇円
三八八、二〇〇円	三四二、六〇〇円	三二六、八〇〇円	二六六、八〇〇円	一	二七六、五〇〇円
三九六、九〇〇円	三七九、四〇〇円	三一九、四〇〇円	二五九、六〇〇円	一	二八六、九〇〇円
四〇二、八〇〇円	三七〇、七〇〇円	三一九、四〇〇円	二五九、六〇〇円	一	二七五、一〇〇円

三	二	一	級	号給	給 料 月 領
五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	一	二 一	二	二八六、九〇〇円
三九九、四〇〇円	三五九、六〇〇円	三一八、九〇〇円	二七四、六〇〇円	一	二七五、五〇〇円
三八八、二〇〇円	三四二、六〇〇円	三二六、八〇〇円	二六六、八〇〇円	一	二七六、五〇〇円
三九六、九〇〇円	三七九、四〇〇円	三一九、四〇〇円	二五九、六〇〇円	一	二七五、一〇〇円
四〇二、八〇〇円	三七〇、七〇〇円	三一九、四〇〇円	二五九、六〇〇円	一	二七五、一〇〇円

		別表第二(第三条関係)				
		(勤勉手当)				
1 12 略 附則		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
一 在職期間が六月の場合 百分の七十		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
二 在職期間が五月以上六月末満の場合 百分の五十五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十三・五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
四 在職期間が三月末満の場合 百分の二十一・七五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				

三	二	一	級	号給	給 料 月 領
四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	二 一	二 一	二	三四八、三〇〇円
五四九、二〇〇円	五四一、三〇〇円	五〇三、八〇〇円	四五九、六〇〇円	四八九、四〇〇円	四六七、八〇〇円
三九九、四〇〇円	三七九、四〇〇円	三一九、四〇〇円	二七四、六〇〇円	二八九、四〇〇円	二七八、六〇〇円
三八八、二〇〇円	三四二、六〇〇円	三二六、八〇〇円	二六六、八〇〇円	二八九、四〇〇円	二七八、六〇〇円
三九六、九〇〇円	三七九、四〇〇円	三一九、四〇〇円	二五九、六〇〇円	二五九、六〇〇円	二五九、六〇〇円
四〇二、八〇〇円	三七〇、七〇〇円	三一九、四〇〇円	二五九、六〇〇円	二五九、六〇〇円	二五九、六〇〇円

		別表第二(第三条関係)				
		(勤勉手当)				
1 12 略 附則		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
一 在職期間が六月の場合 百分の七十		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
二 在職期間が五月以上六月末満の場合 百分の五十五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十三・五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
四 在職期間が三月末満の場合 百分の二十一・七五		2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。				

三	二	一	級	号給	給 料 月 領
四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	二 一	二 一	二	三八七、四〇〇円
五四九、二〇〇円	五四一、三〇〇円	五〇三、八〇〇円	四五九、六〇〇円	四九五、〇〇〇円	四六三、五〇〇円
三九九、四〇〇円	三七九、四〇〇円	三一九、四〇〇円	二七四、六〇〇円	二八六、〇〇〇円	二七八、六〇〇円
三八八、二〇〇円	三四二、六〇〇円	三二六、八〇〇円	二六六、八〇〇円	二八六、〇〇〇円	二七八、六〇〇円
三九六、九〇〇円	三七九、四〇〇円	三一九、四〇〇円	二五九、六〇〇円	二五九、六〇〇円	二五九、六〇〇円
四〇二、八〇〇円	三七〇、七〇〇円	三一九、四〇〇円	二五九、六〇〇円	二五九、六〇〇円	二五九、六〇〇円

(給料月額の特例)

13

一般職公務員に一般職給与法第十一条の三に規定する地域手当が支給される間は、

三に規定する調整手当が支給される間は、

(給料月額の特例)

13

一般職公務員に一般職給与法第十一条の三に規定する調整手当が支給される間は、

い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行なう必要がある。これが、この国会職員の育児休業等に関する法律新旧対照表

いて所要の整理を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

あるのは「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」と、

新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、

○国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)

国会職員の育児休業等に関する法律新旧対照表

あるのは「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」と、

新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、

○国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)

国会職員の育児休業等に関する法律新旧対照表

あるのは「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」と、

新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、

○国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)

国会職員の育児休業等に関する法律新旧対照表

による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」と、同条第二項中「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、

新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、同条第二項中「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、

○国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)

国会職員の育児休業等に関する法律新旧対照表

14～21 略

14～21 略

による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」と、同条第二項中「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」と、

新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、同条第二項中「別表第一による額とその額に百分の十八を乗じて得た額との合計額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の十二を乗じて得た額との合計額」と、

○国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)

国会職員の育児休業等に関する法律新旧対照表

		理 由	
	改	正	現 行
第一条 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案を要綱	第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、両議院の議長が協議して定めるところにより、号給を調整することができる。	第八条 育児休業をした国会職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、両議院の議長が協議して定めるところにより、給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができ	
第二条 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案			

第一 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案を要綱	国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。	国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。	国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案
第二 施行期日	この法律は、平成十八年四月一日から施行する。	この法律は、平成十八年四月一日から施行する。	
附 則			

別表第一 特別給料表(第一条関係)

名		給料月額										
号	給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		571,000										
2		634,000										
3		701,000										
4		780,000										
5		840,000										
6		903,000										
7		988,000										
8		1,065,000										
9		1,142,000										
10		1,223,000										
11		1,297,000										

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他
の職を占める国会職員で、両議院の議長が協
議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

給料 分 号	給 料	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	—	183,300	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600	474,700
2	134,000	170,200	190,300	225,500	244,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,300	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	391,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	250,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,500	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,600	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	511,200	578,700
17	189,400	239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200	518,000	587,700
18	242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	465,300	504,200	541,100	608,600
19	244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	479,500	517,700	554,600	621,700
20	293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	473,700	501,200	538,500	575,300	641,700
21	295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	477,200	504,700	541,500	578,300	649,700
22	297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200	480,700	507,200	544,500	581,300	652,700
23	299,100	351,900	372,700	411,900	430,200	458,500	485,700	512,200	551,500	589,300	662,700
24	301,100	354,000	375,300	415,300	433,200	461,500	488,700	515,200	554,500	592,300	665,700
25	303,000	356,500	377,800	417,800	435,200	464,000	491,700	518,200	557,500	595,300	668,700
26	304,300	358,700	380,400	419,700	436,200	466,500	493,700	520,200	560,500	597,300	671,700
27	306,700	361,000									
28	308,700	363,200									
29	310,100										
30	312,300										
31	314,400										
32	316,300										
	149,600	186,800	214,300	251,000	266,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

備考 (二) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

口 行政職給料表 (二)

職員 の級 別	職務 の級 別	行政職給料表 (二)					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
正	正	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
員	員	円	円	円	円	円	円
1	1	—	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
再任 用職 員以 外の 職員	再任 用職 員以 外の 職員	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200
12	12	170,900	224,000	248,000	266,000	294,500	331,900
13	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
再任 用職 員以 外の 職員	再任 用職 員以 外の 職員	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800
17	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	363,900
18	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
再任 用職 員	再任 用職 員	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300
22	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	388,600
23	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	393,500
25	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	393,500
再任 用職 員	再任 用職 員	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900
27	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	385,000
28	28	225,900	269,200	301,300	317,700	348,100	385,000
29	29	227,800	270,700	303,100	319,900	343,500	385,000
30	30	229,800	272,300	305,000	322,100	343,500	385,000
31	31	231,700	273,900	306,800	324,100	343,500	385,000
32	32	233,300	275,600	307,500	325,100	343,500	385,000
33	33	277,100	—	—	—	—	—
再任 用職 員	再任 用職 員	192,700	204,200	211,500	227,800	253,100	285,900

備考 この表は、機器の運転操作その他の斤勢及びこれらに準ずる業務に從事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表 (第一条関係)

職員 の級 別	職務 の級 別	別表第四 速記職給料表 (第一条関係)								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
員	員	号 級	給料月額							
員	員	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	1	—	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800	294,000	326,700	
2	2	148,000	170,200	190,800	225,500	262,700	294,000	326,700	348,200	
3	3	153,800	176,800	198,000	233,900	272,500	304,500	337,000	358,600	
4	4	159,300	183,800	205,100	252,700	292,200	315,000	347,300	368,500	
5	5	166,000	189,600	212,600	262,300	301,600	335,700	367,000	389,000	
6	6	170,600	194,900	200,000	228,300	281,500	320,200	356,000	376,600	
7	7	174,000	205,100	235,600	291,000	329,200	365,700	397,300	423,500	
8	8	176,800	210,000	241,900	300,100	337,900	375,100	406,500	433,200	
9	9	179,500	214,100	247,900	309,300	346,500	384,300	412,500	442,300	
10	10	180,900	—	—	—	—	—	—	—	
再任 用職 員	再任 用職 員	11	217,000	253,500	318,200	354,800	393,400	418,000	451,100	
12	12	219,000	257,800	326,800	362,100	401,700	423,000	457,500	483,300	
13	13	220,800	261,600	334,800	367,500	405,900	427,500	463,800	496,200	
14	14	222,500	264,800	342,800	372,300	409,200	432,000	470,000	500,500	
15	15	224,200	268,000	349,400	376,700	412,400	436,400	474,700	500,500	
再任 用職 員	再任 用職 員	16	270,300	354,700	380,000	415,500	440,800	479,000	500,500	
17	17	272,600	358,900	383,300	419,000	444,900	483,300	500,500	520,000	
18	18	275,000	362,200	386,500	422,400	448,700	487,600	500,500	520,000	
19	19	277,200	365,200	389,600	426,000	451,900	491,900	500,500	520,000	
20	20	279,100	368,200	392,700	429,600	459,200	496,200	500,500	520,000	
再任 用職 員	再任 用職 員	21	280,900	371,200	395,700	433,100	463,100	493,100	500,500	
22	22	282,700	373,900	398,600	435,600	464,800	494,800	500,500	520,000	
23	23	284,600	376,400	398,400	438,400	467,200	497,200	500,500	520,000	
24	24	286,000	379,400	401,200	441,200	471,200	501,200	500,500	520,000	
25	25	288,000	382,200	403,200	443,200	473,200	503,200	500,500	520,000	
再任 用職 員	再任 用職 員	26	289,700	385,000	401,600	441,600	474,000	504,800	500,500	
27	27	291,400	387,700	403,700	443,700	474,700	504,700	500,500	520,000	
28	28	293,200	390,000	405,000	445,000	476,000	506,000	500,500	520,000	
29	29	295,100	392,700	407,700	447,700	477,700	507,700	500,500	520,000	
再任 用職 員	再任 用職 員	30	154,900	181,900	209,200	263,100	293,900	324,700	352,900	384,300

備考 この表は、速記に從事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表（第一条関係）

職員 の分 号	給 給	職務 の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	—	円	—	円	円	円	円	円
2	156,400	197,900	230,300	257,100	285,500	309,900	336,100	364,100
3	164,000	205,900	238,100	266,200	295,300	319,800	346,100	376,500
4	171,500	214,000	246,800	275,200	305,200	329,900	356,300	386,500
5	178,700	221,300	255,800	284,300	315,100	339,900	366,500	397,500
6	187,800	228,700	273,800	303,000	335,100	360,100	386,300	416,500
7	197,700	235,200	282,800	311,900	345,100	370,100	396,100	426,500
8	205,000	244,100	291,900	320,800	355,100	379,800	405,600	436,500
9	212,400	252,300	301,000	330,200	364,900	389,600	415,700	446,800
10	219,500	260,500	309,300	339,500	374,500	399,100	425,800	457,500
11	226,200	268,800	318,000	348,600	384,200	409,100	435,900	467,500
12	233,200	277,100	327,000	357,600	393,700	418,900	445,200	476,500
13	240,900	285,200	336,100	366,400	403,400	428,300	453,900	484,500
14	247,800	293,300	345,300	375,300	412,700	436,600	462,500	492,500
15	255,600	301,500	353,800	384,800	421,600	444,600	470,500	500,500
16	263,500	310,000	362,600	394,500	429,700	451,800	476,900	502,500
17	271,300	318,300	371,500	401,800	437,400	457,400	483,100	510,500
再任 員以 外	278,900	326,600	381,000	408,700	444,000	462,000	487,100	518,500
19	286,000	334,500	390,700	414,600	449,200	466,200	490,800	526,500
20	293,000	341,900	398,000	420,400	453,800	469,600	494,500	534,500
21	299,800	349,300	404,900	424,700	457,400	472,800	498,300	534,500
22	306,400	357,000	410,700	428,300	460,700	476,400	501,900	542,500
23	313,100	364,600	416,400	431,600	463,800	480,100	501,900	550,500
24	319,500	372,000	419,900	434,700	467,200	483,600	501,900	558,500
25	325,700	379,100	423,000	437,700	470,800	487,600	501,900	566,500
26	332,100	385,900	425,900	440,600	474,200	490,100	501,900	574,500
27	338,400	391,700	428,900	443,600	474,200	490,100	501,900	582,500
28	344,800	397,400	431,900	449,600	482,200	500,100	501,900	590,500
29	350,800	400,900	434,800	450,600	487,200	500,100	501,900	598,500
30	356,200	403,900	437,600	453,600	492,200	500,100	501,900	606,500
31	360,800	406,800	439,800	457,400	492,200	500,100	501,900	614,500
32	365,200	409,800	443,600	460,600	497,200	500,100	501,900	622,500
33	369,700	412,800	447,100	463,600	502,200	500,100	501,900	630,500
34	372,200	415,600	450,600	467,200	505,200	500,100	501,900	638,500
35	374,800	418,300	453,600	470,200	508,200	500,100	501,900	646,500
36	377,300	419,800	457,100	473,600	511,200	500,100	501,900	654,500
37	379,900	421,800	460,600	477,200	514,200	500,100	501,900	662,500
38	382,400	424,300	463,600	480,200	517,200	500,100	501,900	670,500
用 職 員	385,000	427,300	466,600	487,200	520,200	500,100	501,900	678,500
用 職 員	387,600	430,100	470,100	490,200	523,200	500,100	501,900	686,500
用 職 員	390,200	432,800	473,600	497,200	526,200	500,100	501,900	694,500
用 職 員	392,800	435,400	477,100	500,200	529,200	500,100	501,900	702,500
用 職 員	395,400	438,100	480,600	503,200	532,200	500,100	501,900	710,500
用 職 員	398,000	440,800	484,100	506,200	535,200	500,100	501,900	718,500
用 職 員	400,600	443,400	487,600	509,200	538,200	500,100	501,900	726,500
用 職 員	403,200	446,100	491,100	512,200	541,200	500,100	501,900	734,500
用 職 員	405,800	448,800	494,600	515,200	544,200	500,100	501,900	742,500
用 職 員	408,400	451,400	498,100	518,200	547,200	500,100	501,900	750,500
用 職 員	411,000	454,100	501,600	521,200	550,200	500,100	501,900	758,500
用 職 員	413,600	456,800	505,100	524,200	553,200	500,100	501,900	766,500
用 職 員	416,200	459,400	508,600	527,200	556,200	500,100	501,900	774,500
用 職 員	418,800	461,100	512,100	530,200	559,200	500,100	501,900	782,500
用 職 員	421,400	463,800	515,600	533,200	562,200	500,100	501,900	790,500
用 職 員	424,000	466,400	519,100	536,200	565,200	500,100	501,900	798,500
用 職 員	426,600	469,100	522,600	539,200	568,200	500,100	501,900	806,500
用 職 員	429,200	471,800	526,100	542,200	571,200	500,100	501,900	814,500
用 職 員	431,800	474,400	529,600	545,200	574,200	500,100	501,900	822,500
用 職 員	434,400	477,100	533,100	548,200	577,200	500,100	501,900	830,500
用 職 員	437,000	479,800	536,600	551,200	580,200	500,100	501,900	838,500
用 職 員	439,600	482,400	540,100	554,200	583,200	500,100	501,900	846,500
用 職 員	442,200	485,100	543,600	557,200	586,200	500,100	501,900	854,500
用 職 員	444,800	487,800	547,100	560,200	589,200	500,100	501,900	862,500
用 職 員	447,400	490,400	550,600	563,200	592,200	500,100	501,900	870,500
用 職 員	450,000	493,100	554,100	566,200	595,200	500,100	501,900	878,500
用 職 員	452,600	495,800	557,600	569,200	598,200	500,100	501,900	886,500
用 職 員	455,200	498,400	561,100	572,200	601,200	500,100	501,900	894,500
用 職 員	457,800	501,100	564,600	575,200	604,200	500,100	501,900	902,500
用 職 員	460,400	503,800	568,100	578,200	607,200	500,100	501,900	910,500
用 職 員	463,000	506,400	571,600	581,200	610,200	500,100	501,900	918,500
用 職 員	465,600	509,100	575,100	584,200	613,200	500,100	501,900	926,500
用 職 員	468,200	511,800	578,600	587,200	616,200	500,100	501,900	934,500
用 職 員	470,800	514,400	582,100	590,200	619,200	500,100	501,900	942,500
用 職 員	473,400	517,100	585,600	593,200	622,200	500,100	501,900	950,500
用 職 員	476,000	519,800	589,100	596,200	625,200	500,100	501,900	958,500
用 職 員	478,600	522,400	592,600	599,200	628,200	500,100	501,900	966,500
用 職 員	481,200	525,100	596,100	602,200	631,200	500,100	501,900	974,500
用 職 員	483,800	527,800	599,600	605,200	634,200	500,100	501,900	982,500
用 職 員	486,400	530,400	603,100	608,200	637,200	500,100	501,900	990,500
用 職 員	489,000	533,100	606,600	611,200	640,200	500,100	501,900	998,500
用 職 員	491,600	535,800	610,100	614,200	643,200	500,100	501,900	1,006,500
用 職 員	494,200	538,400	613,600	617,200	646,200	500,100	501,900	1,014,500
用 職 員	496,800	541,100	617,100	620,200	649,200	500,100	501,900	1,022,500
用 職 員	499,400	543,800	620,600	623,200	652,200	500,100	501,900	1,030,500
用 職 員	502,000	546,400	624,100	626,200	655,200	500,100	501,900	1,038,500
用 職 員	504,600	549,100	627,600	629,200	658,200	500,100	501,900	1,046,500
用 職 員	507,200	551,800	631,100	632,200	661,200	500,100	501,900	1,054,500
用 職 員	509,800	554,400	634,600	635,200	664,200	500,100	501,900	1,062,500
用 職 員	512,400	557,100	638,100	638,200	667,200	500,100	501,900	1,070,500
用 職 員	515,000	559,800	641,600	641,200	670,200	500,100	501,900	1,078,500
用 職 員	517,600	562,400	645,100	644,200	673,200	500,100	501,900	1,086,500
用 職 員	520,200	565,100	648,600	647,200	676,200	500,100	501,900	1,094,500
用 職 員	522,800	567,800	652,100	650,200	679,200	500,100	501,900	1,102,500
用 職 員	525,400	570,400	655,600	653,200	682,200	500,100	501,900	1,110,500
用 職 員	528,000	573,100	659,100	656,200	685,200	500,100	501,900	1,118,500
用 職 員	530,600	575,800	662,600	659,200	688,200	500,100	501,900	1,126,500
用 職 員	533,200	578,400	666,100	662,200	691,200	500,100	501,900	1,134,500

別表第一 特別給料表(第一条関係)

号 級	給 料 月 額	名	給 料 月 額
1	728,000	各議院事務局の事務総長	一、四八〇、〇〇〇円
2	784,000	各議院法制局の法制局長	一、四四八、〇〇〇円
3	843,000	国立国会図書館の館長	
4	922,000	各議院事務局の常任委員会専門員	一、一七六、五〇〇円
5	994,000	国立国会図書館の専門調査員	一、〇六六、〇〇〇円
6	1,066,000		九九四、〇〇〇円
7	1,142,000		九二一、〇〇〇円
8	1,211,000		

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他
の職を占める国会職員で、両議院の議長が協
議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

職員の区分 月給	行政職給料表(--)									
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
議員の月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,300	458,700	534,200
2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	461,800	537,400
3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,300	474,900	540,600
4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,000	547,000
6	139,500	192,600	230,600	272,600	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	494,400	554,500
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	435,400	496,500	558,900
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	561,800
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
14	149,500	206,900	246,600	288,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
33	183,800	242,100	283,300	329,100	357,800	388,000	435,400	473,000	535,400	
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	

37	189, 600	248, 400	290, 600	337, 300	365, 100	394, 800	411, 600	476, 200	539, 000
38	190, 900	250, 000	292, 400	339, 300	366, 600	396, 000	412, 500	477, 000	539, 900
39	192, 200	251, 600	294, 200	341, 300	368, 100	397, 200	413, 400	477, 800	540, 800
40	193, 500	253, 200	296, 000	343, 300	369, 600	398, 400	414, 300	478, 600	541, 700
41	194, 900	254, 600	297, 900	345, 200	371, 100	399, 600	415, 100	479, 400	542, 600
42	196, 200	256, 000	299, 600	347, 100	372, 300	400, 800	415, 900	480, 200	543, 500
43	197, 500	257, 400	301, 300	349, 000	373, 500	402, 000	416, 700	481, 000	544, 400
44	198, 800	258, 800	303, 000	350, 900	374, 700	403, 200	417, 500	481, 800	545, 300
45	200, 000	260, 100	304, 700	352, 800	375, 700	404, 200	418, 300	482, 600	546, 200
46	201, 300	261, 500	306, 400	354, 400	376, 600	404, 900	419, 100	483, 300	547, 100
47	202, 600	262, 900	308, 100	356, 000	377, 500	405, 600	419, 900	484, 000	548, 000
48	203, 900	264, 300	309, 800	357, 600	378, 400	406, 300	420, 700	484, 700	549, 900
49	205, 100	265, 600	311, 300	359, 300	379, 400	407, 100	421, 300	485, 400	550, 800
50	206, 300	266, 900	312, 900	360, 500	380, 200	407, 800	422, 100	486, 100	551, 700
51	207, 500	268, 200	314, 500	361, 700	381, 000	408, 500	422, 900	486, 800	552, 600
52	208, 700	269, 500	316, 100	362, 900	381, 800	409, 200	423, 700	487, 500	553, 500
53	210, 000	270, 600	317, 800	363, 900	382, 700	410, 000	424, 300	488, 200	554, 400
54	211, 100	271, 900	319, 400	365, 000	383, 400	410, 700	425, 100	489, 900	555, 300
55	212, 200	273, 200	321, 000	366, 100	384, 100	411, 400	425, 900	490, 600	556, 200
56	213, 300	274, 500	322, 600	367, 200	384, 800	412, 100	426, 700	491, 300	557, 100
57	214, 400	275, 700	324, 100	368, 100	385, 500	412, 800	427, 300	492, 000	558, 000
58	215, 500	276, 800	325, 300	368, 800	386, 200	413, 500	428, 100	492, 700	559, 800
59	216, 600	277, 900	326, 500	369, 500	386, 900	414, 200	428, 900	493, 400	560, 600
60	217, 700	279, 000	327, 700	370, 200	387, 600	414, 900	429, 700	494, 100	561, 400
61	218, 800	280, 200	328, 800	370, 800	388, 100	415, 500	430, 300	494, 800	562, 200
62	219, 900	281, 200	329, 800	371, 500	388, 800	416, 200	431, 000	495, 500	563, 000
63	221, 000	282, 200	330, 800	372, 200	389, 500	416, 900	431, 700	496, 200	563, 700
64	222, 100	283, 200	331, 800	372, 900	390, 200	417, 600	432, 400	496, 900	564, 400
65	223, 000	284, 200	332, 700	373, 400	390, 700	418, 100	433, 100	497, 600	565, 100
66	224, 100	285, 100	333, 500	374, 100	391, 400	418, 800	433, 800	498, 300	565, 800
67	225, 200	286, 000	334, 300	374, 800	392, 100	419, 500	434, 500	499, 000	566, 500
68	226, 300	286, 900	335, 100	375, 500	392, 800	420, 200	435, 200	499, 700	567, 200
69	227, 300	287, 900	336, 000	376, 000	393, 300	420, 700	435, 900	500, 400	568, 900
70	228, 100	288, 700	336, 700	376, 700	394, 000	421, 400	436, 600	501, 100	569, 600
71	228, 900	289, 500	337, 400	377, 400	394, 700	422, 100	437, 300	501, 800	570, 300
72	229, 700	290, 300	338, 100	378, 100	395, 400	422, 800	438, 000	502, 500	571, 000
73	230, 500	291, 100	338, 600	378, 600	395, 900	423, 300	438, 700	503, 200	571, 700
74	231, 200	291, 600	339, 200	379, 300	396, 600	424, 000	439, 400	503, 900	572, 400
75	231, 900	292, 100	339, 800	380, 000	397, 300	424, 700	439, 100	504, 600	573, 100
76	232, 600	292, 600	340, 400	380, 700	398, 000	425, 400	439, 800	505, 300	573, 800

77	233, 400	293, 300	340, 800	381, 200	398, 500	425, 900
78	234, 200	293, 400	341, 300	381, 300	399, 200	426, 800
79	235, 000	293, 800	341, 800	382, 400	399, 900	427, 700
80	235, 800	294, 200	342, 300	383, 000	400, 600	428, 600
81	236, 500	294, 500	342, 800	383, 700	401, 100	429, 500
82	237, 200	294, 900	343, 300	384, 300	401, 800	430, 400
83	237, 900	295, 300	343, 800	384, 900	402, 500	431, 300
84	238, 600	295, 700	344, 300	385, 500	403, 200	432, 200
85	239, 400	296, 000	344, 800	386, 200	403, 700	433, 100
86	240, 100	296, 400	345, 300	386, 700	388, 300	434, 000
87	240, 800	297, 300	347, 200	388, 300	389, 900	434, 900
88	241, 500	297, 200	346, 300	388, 000	390, 500	435, 800
89	242, 300	297, 500	346, 700	388, 700	391, 200	436, 700
90	242, 800	297, 900	347, 200	389, 300	391, 900	437, 600
91	243, 300	298, 300	347, 700	389, 900	392, 500	438, 500
92	243, 800	298, 700	348, 200	390, 500	393, 200	439, 400
93	244, 100	298, 900	348, 500	391, 200	393, 800	439, 300
94	244, 600	299, 300	349, 300	391, 900	394, 500	440, 200
95	245, 100	299, 700	349, 500	392, 500	395, 200	441, 100
96	245, 800	300, 100	350, 000	393, 200	396, 800	442, 000
97	246, 300	300, 300	350, 300	393, 500	397, 500	442, 900
98	246, 800	300, 700	350, 800	394, 100	398, 100	443, 800
99	247, 100	301, 100	351, 300	394, 700	399, 700	444, 700
100	247, 600	301, 500	351, 800	395, 300	400, 300	445, 600
101	248, 100	301, 700	352, 100	395, 900	401, 900	446, 500
102	248, 600	302, 100	352, 500	396, 500	402, 500	447, 400
103	249, 100	302, 500	353, 200	397, 200	403, 200	448, 300
104	249, 600	302, 900	353, 800	397, 800	404, 800	449, 200
105	250, 100	303, 100	353, 800	398, 100	405, 100	450, 100
106	250, 600	303, 500	354, 200	398, 500	406, 500	451, 000
107	251, 100	303, 900	354, 600	399, 200	407, 200	452, 000
108	251, 600	304, 300	355, 000	399, 500	408, 500	452, 900
109	252, 100	304, 500	355, 500	400, 100	409, 100	453, 800
110	252, 600	304, 900	355, 900	400, 500	410, 500	454, 700
111	253, 100	305, 300	356, 300	401, 200	411, 200	455, 600
112	253, 600	305, 700	356, 700	401, 600	412, 600	456, 500
113	254, 100	305, 900	357, 200	402, 100	413, 100	457, 400
114	254, 600	306, 300	356, 600	402, 500	414, 500	458, 300
115	255, 100	306, 700	357, 700	403, 200	415, 200	459, 200
116	255, 600	307, 100	358, 100	403, 600	416, 600	460, 100

117	307,300
118	307,600
119	307,900
120	308,200
121	308,600
122	308,900
123	309,200
124	309,500
125	309,900
186,800	214,600
259,000	279,400
295,000	321,100
364,600	399,000
451,600	451,600
534,200	

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けるすべての議院職員に適用する。ただし、第十五名を規定する議院職員で議院職員の職員分を除く。

(二) 定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

職員 の 分 号 給	職務 の 級	口 行政職給料表 (一)				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700	279,700
2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600	281,600
3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500	283,500
4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400	285,400
5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300	287,300
6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200	289,200
7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100	291,100
8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000	293,000
9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700	294,700
10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500	296,500
11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300	298,300
12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100	300,100
13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700	301,700
14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400	303,400
15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100	305,100
16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800	306,800
17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400	308,400
18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100	310,100
19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800	311,800
20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500	313,500
21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000	315,000
22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500	316,500
23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000	318,000
24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500	319,500
25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100	321,100
26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600	322,600
27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100	324,100
28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600	325,600
29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200	327,200
30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500	328,500
31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800	329,800
32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100	331,100
33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400	332,400
34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700	333,700
35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000	335,000
36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300	336,300

37	164,200	219,200	247,600	239,700	337,600	77	208,900	258,000	291,100	319,600
38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900	78	209,600	258,500	291,700	320,000
39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200	79	210,300	259,000	292,300	320,400
40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500	80	211,000	259,500	292,900	320,800
41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700	81	211,700	259,900	293,400	321,300
42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900	82	212,400	260,200	294,000	321,700
43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100	83	213,100	260,500	294,600	322,100
44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300	84	213,800	260,800	295,200	322,500
45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400	85	214,500	261,200	295,700	322,900
46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500	86	215,200	261,600	296,300	323,300
47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600	87	215,900	262,000	296,900	323,700
48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700	88	216,600	262,400	297,500	324,100
49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900	89	217,200	262,600	297,900	324,400
50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900	90	217,800	263,000	298,400	324,800
51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900	91	218,400	263,400	298,900	325,200
52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900	92	219,000	263,800	299,400	325,600
53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900	93	219,500	264,200	299,900	325,900
54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800	94	220,000	264,600	300,400	326,300
55	188,000	240,600	270,000	306,10	357,700	95	220,500	265,000	300,900	326,700
56	189,100	241,600	271,200	306,90	358,600	96	221,000	265,400	301,400	327,100
57	191,200	242,700	272,200	307,70	359,500	97	221,600	265,600	301,800	327,400
58	192,300	243,700	273,300	308,50	360,400	98	222,100	265,900	302,300	327,800
59	193,400	244,700	274,400	309,30	361,300	99	222,600	266,200	302,800	328,200
60	194,500	245,700	275,500	310,10	362,200	100	223,100	266,500	303,300	328,600
61	195,600	246,700	276,600	310,70	363,100	101	223,700	266,900	303,700	328,900
62	196,600	247,600	277,700	311,40	364,000	102	224,300	267,200	304,100	
63	197,600	248,500	278,800	312,10	364,900	103	224,900	267,500	304,500	
64	198,600	249,400	279,900	312,80	365,800	104	225,500	267,800	304,900	
65	199,400	250,400	281,000	313,50	366,500	105	225,900	268,100	305,300	
66	200,300	251,200	281,900	314,10	367,100	106	226,400	268,400	305,700	
67	201,200	252,000	282,800	314,70	367,700	107	226,900	268,700	306,100	
68	202,100	252,800	283,700	315,30	368,300	108	227,400	269,000	306,500	
再任 用職 員以 外の 職員	69	203,000	253,600	316,00	368,800	109	227,800	269,300	306,900	
70	203,700	254,200	316,50	317,00	369,500	110	228,300	269,600	307,300	
71	204,400	254,800	317,00	318,80	370,500	111	228,800	269,900	307,700	
72	205,100	255,400	317,50	319,30	370,500	112	229,300	270,200	308,100	
73	205,900	255,900	317,80	319,30	370,500	113	229,800	270,500	308,400	
74	206,700	256,400	318,30	319,30	370,500	114	230,300	270,800	308,800	
75	207,500	256,900	318,80	319,30	370,500	115	230,800	271,100	309,200	
76	208,300	257,400	319,30	319,30	370,500	116	231,300	271,400	309,600	

別表第四 速記給料表(第一回開催)

職員 の区 分	職 務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
117	231,700	271,700	309,900				
118	232,100	272,000	310,300				
119	232,500	272,300	310,700				
120	232,900	272,600	311,100				
121	233,300	272,800	311,400				
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
再任 用職 員	192,700	204,200	226,400	247,700	279,700		

備考 この表は、機器の運転操作その他の業務及びこれらに準ずる業務に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

職員 の区 分	職 務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
21	183,800	230,400	262,900	329,500	357,200	388,300	
22	185,300	222,400	265,200	331,800	359,400	382,900	
23	186,800	224,400	267,500	334,100	361,600	385,400	
24	188,300	225,400	269,800	336,400	363,800	387,900	
25	189,600	228,300	272,100	338,600	365,900	390,200	
26	190,900	230,100	274,300	340,800	368,300	392,700	
27	192,200	231,900	276,500	343,000	370,700	395,200	
28	193,500	233,700	278,700	345,200	373,100	397,700	
29	194,900	235,600	280,700	347,400	375,600	400,000	
30	196,200	237,200	282,800	349,600	377,700	402,200	
31	197,500	238,800	284,900	351,800	379,800	404,400	
32	198,800	240,400	287,000	354,000	381,900	406,600	
33	200,000	241,900	289,000	356,000	383,900	408,600	
34	201,300	243,400	291,100	358,000	385,200	410,600	
35	202,600	244,900	293,200	360,000	386,500	412,600	
36	203,900	246,400	295,300	362,000	387,800	414,600	
37	205,100	247,900	297,400	364,000	389,000	416,400	
38	206,300	249,300	299,400	366,000	390,100	418,300	
39	207,500	250,700	301,400	368,000	391,200	420,200	
40	208,700	252,100	303,400	370,000	392,300	422,100	

	41	210,000	253,500	305,500	371,900	393,200	423,900	85	281,600	362,400	405,200
	42	211,000	254,600	307,500	373,700	394,300	425,200	86	282,000	363,000	
	43	212,000	255,700	309,500	375,500	395,400	426,500	87	282,400	363,600	
	44	213,000	256,800	311,500	377,300	396,500	427,800	88	282,800	364,200	
	45	214,100	257,800	313,400	379,000	397,400	429,200	89	283,100	364,900	
	46	214,800	258,800	315,400	379,800	398,300	430,500	90	283,400	365,500	
	47	215,500	259,800	317,400	380,600	399,200	431,800	91	283,700	366,100	
	48	216,200	260,800	319,400	381,400	400,100	433,100	92	284,000	366,700	
	49	217,000	261,600	321,200	382,200	400,900	434,300	93	284,300	367,200	
	50	217,500	262,400	323,100	382,800	401,800	435,600	94	284,600	367,700	
	51	218,000	263,200	325,000	383,400	402,700	436,900	95	284,900	368,200	
	52	218,500	264,000	326,900	384,000	403,600	438,200	96	285,200	368,700	
	53	219,000	264,800	328,800	384,600	404,300	439,400	97	285,400	369,300	
	54	219,500	265,600	330,700	385,200	405,100	440,300	98	285,800	369,900	
	55	220,000	266,400	332,600	385,800	405,900	441,200	99	286,200	370,500	
	56	220,500	267,200	334,500	386,400	406,700	442,100	100	286,600	371,100	
	57	220,800	268,000	336,200	386,900	407,600	443,000	101	286,800	371,500	
	58	221,200	268,600	337,800	387,500	408,500	443,800	102	287,100	372,000	
	59	221,600	269,200	339,400	388,100	409,400	444,600	103	287,400	372,500	
	60	222,000	269,800	341,000	388,700	410,300	445,400	104	287,700	373,000	
	61	222,500	270,300	342,600	389,200	411,100	446,300	105	288,000	373,500	
	62	222,900	270,900	343,800	389,900	411,900	447,100	106	288,300	374,000	
	63	223,300	271,500	345,000	390,600	412,700	447,900	107	288,600	374,500	
	64	223,700	272,100	346,200	391,300	413,500	448,700	108	288,900	375,000	
	65	224,200	272,600	347,200	391,800	414,100	449,400	109	289,200	375,500	
	66	224,600	273,200	348,200	392,500	414,900	450,200	110	289,600	376,000	
	67	225,000	273,800	349,200	393,200	415,700	451,000	111	290,000	376,500	
	68	224,400	274,400	350,200	393,900	416,500	451,800	112	290,400	377,000	
	69	225,000	275,200	351,200	394,500	417,100	452,500	113	290,800	377,500	
	70	225,600	275,800	352,100	395,200	417,900	453,300				
	71	226,200	276,200	353,000	395,900	418,700	454,100				
	72	226,800	276,800	353,900	396,600	419,500	454,900				
	73	227,200	277,400	354,800	397,100	420,100	455,600				
	74	227,600	277,800	355,500	397,800	420,900	456,400				
	75	228,000	278,200	356,200	398,500	421,700	457,200				
	76	228,400	278,800	356,900	399,200	422,500	458,000				
	77	228,700	279,100	357,400	399,800	423,100	458,700				
	78	229,100	279,500	358,000	400,500						
	79	229,500	279,800	358,600	401,200						
	80	229,900	279,900	359,200	401,900						
	81	230,200	280,200	359,800	402,500						
	82	230,600	280,600	360,500	403,200						
	83	231,000	281,200	361,200	403,900						
	84	231,400	281,400	361,900	404,600						

備考 この表は、速記に從事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

職員の区分	職務の分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	2	156,400	197,900	238,100	293,100	324,900	349,700	45	239,500
3	2	158,300	199,900	239,900	295,400	327,300	352,000	46	276,400
4	3	160,200	201,900	241,700	297,700	329,700	354,300	47	324,600
5	4	162,100	203,900	243,500	300,000	332,100	356,600	48	389,800
6	5	164,000	205,900	245,400	302,300	334,300	358,700	49	418,500
7	6	165,300	207,900	247,300	304,600	336,600	360,900	50	441,100
8	7	167,800	209,900	249,200	306,900	338,900	363,000	51	442,500
9	8	169,700	211,900	251,100	309,200	341,200	365,300	52	443,900
10	9	171,500	214,000	252,800	311,400	343,600	367,500	53	424,700
11	10	173,300	215,800	254,700	313,600	345,900	369,700	54	425,100
12	11	175,100	217,600	256,600	315,800	348,200	371,900	55	447,800
13	12	176,900	219,400	258,500	318,000	350,500	374,100	56	449,100
14	13	178,700	221,300	260,300	320,300	352,700	376,300	57	450,400
15	14	181,000	223,200	262,000	322,600	354,900	378,500	58	451,700
16	15	183,300	225,100	263,700	324,900	357,100	380,700	59	452,400
17	16	185,600	227,000	265,400	327,200	359,300	382,900	60	453,100
18	17	187,800	228,700	267,000	329,400	361,600	385,000	61	453,800
19	18	190,300	230,600	269,000	331,700	363,800	387,200	62	454,500
20	19	192,800	232,500	271,000	334,000	366,000	389,400	63	455,200
21	20	195,300	234,400	273,000	336,300	368,200	391,600	64	455,900
22	21	197,700	236,200	274,900	338,600	370,300	393,800	65	456,600
23	22	199,500	237,800	277,000	340,800	372,400	396,000	66	457,300
24	23	201,300	239,400	279,100	343,000	374,500	398,200	67	458,000
25	24	203,100	241,000	281,200	345,200	376,600	400,400	68	458,700
26	25	205,000	242,700	283,100	347,300	378,700	402,500	69	459,400
27	26	206,900	244,400	285,400	349,500	380,900	404,700	70	460,100
28	27	208,800	246,100	287,700	351,700	383,100	406,900	71	460,800
29	28	210,700	247,800	290,000	353,900	385,300	409,100	72	461,500
30	29	212,400	249,400	292,400	356,000	387,600	411,400	73	462,200
31	30	214,200	251,100	294,400	358,200	389,700	413,500	74	462,900
32	31	216,000	252,800	296,400	360,400	391,800	415,600	75	463,600
33	32	217,800	254,500	298,400	362,600	393,900	417,700	76	464,300
34	33	219,500	256,000	300,300	364,600	396,100	419,700	77	465,000
35	34	221,200	257,700	302,300	366,700	398,200	421,500	78	465,700
36	35	222,900	259,400	304,300	368,800	400,300	423,300	79	466,400
37	36	224,600	261,100	306,300	370,900	402,400	425,100	80	467,100
38	37	226,200	262,600	308,200	373,000	404,300	427,000	81	467,800
39	38	228,000	264,200	310,300	375,200	406,300	428,800	82	468,500
40	39	229,800	265,800	312,400	377,400	408,300	430,600	83	469,200
41	40	231,600	267,400	314,500	379,600	410,300	432,400	84	470,900
42	41	233,200	269,100	316,400	381,600	412,100	434,300	85	471,600
43	42	234,800	270,900	318,500	383,700	413,700	436,000	86	472,300
44	43	236,400	272,700	320,600	385,800	415,300	437,700	87	473,000
	44	238,000	274,500	322,700	387,900	416,900	439,400	88	473,700
								89	474,400
								90	475,100
								91	475,800
								92	476,500
								93	477,200
								94	477,900
								95	478,600
								96	479,300
								97	479,900
								98	480,600
								99	481,300
								100	482,000

93	314,500	358,300	401,700	439,300	141	363,300	392,500
94	316,000	359,800	402,300	442,300	142	364,300	392,500
95	317,500	361,300	402,900	403,500	143	364,300	392,500
96	319,000	362,800	403,500	403,500	144	365,300	392,500
97	320,500	364,200	404,200	404,800	145	365,600	392,500
98	322,000	365,400	404,800	405,400	146	366,100	392,500
99	323,500	366,600	405,400	406,000	147	366,600	392,500
100	325,000	367,800	406,000	406,000	148	367,100	392,500
101	326,300	369,000	406,600	406,600	149	367,400	392,500
102	327,700	370,200	407,100	407,100	150	367,900	392,500
103	329,100	371,400	407,600	407,600	151	368,400	392,500
104	330,500	372,600	408,100	408,100	152	368,900	392,500
105	332,000	373,800	408,700	408,700	153	369,200	392,500
106	333,400	374,400	409,200	409,200			
107	334,800	375,000	409,700	409,700			
108	336,200	375,600	410,200	410,200			
109	337,700	376,300	410,800	410,800			
110	339,000	376,900	411,300	411,300			
111	340,300	377,500	411,800	411,800			
112	341,600	378,100	412,300	412,300			
113	342,800	378,700	412,600	412,600			
114	343,900	379,300	413,100	413,100			
115	345,000	379,900	413,600	413,600			
116	346,100	380,500	414,100	414,100			
117	347,300	381,000	414,400	414,400			
118	348,300	381,600	414,900	414,900			
119	349,300	382,200	415,400	415,400			
120	350,300	382,800	415,900	415,900			
121	351,400	383,200	416,200	416,200			
122	352,400	383,700	416,700	416,700			
123	353,400	384,200	417,200	417,200			
124	354,400	384,700	417,700	417,700			
125	355,500	385,300	418,000	418,000			
126	356,100	385,800					
127	356,700	386,300					
128	357,300	386,800					
129	357,800	387,100					
130	358,300	387,600					
131	358,800	388,100					
132	359,300	388,600					
133	359,800	388,900					
134	360,300	389,400					
135	360,800	389,900					
136	361,300	390,400					
137	361,800	390,700					
138	362,300	391,200					
139	362,800	391,700					
140	363,300	392,200					

備考 この表は、議院運営委員会に從事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

(附則)

第一条 この規程は、平成十七年 月 日から施行する。ただし、第二条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)
第二条 この規程の施行の日(以下「施行日」という)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の施行日ににおける給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

第三条 施行日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるに準ずる国会職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会職員が受けている号給等の基礎)

第四条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する国会職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十年十月九日両院議長決定。附則第十条において「平成十年改正規程」という。)附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならない。
(平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
第五条 平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の三

第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第七条の五第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで又は第十四条の規定にかかるわらず、これらの規定(同規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)附則第五条の規定を除く。)により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(両議院の議長が協議して定めた額)と、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十七年四月一日(同年二日から同年十二月一日までの間に新たに国会職員となつた者(同年四月一日に在職していた国会職員で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。)にあっては、その新たに国会職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日)において国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(国会職員の給与等に関する規程第七条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定めた額を除く。)の月額の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

三 平成十七年七月に支給された国会特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

表第二に定める号給とする。
2 前条後段の規定により新級を決定される国会職員(次条に規定する国会職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号給とする。

3 切替日の前日において指定職給料表の適用を受ける者その他の両議院の議長が協議して定めた者は、(次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額)と、「第一号に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他の両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

2 (最高号給を超える給料月額の切替え)
受けていた国会職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第四の新号給欄に定める号給とする。

3 (最高号給を超える給料月額の切替え)
切替日の前日において指定職給料表の適用を受けていた国会職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第四の新号給欄に定める号給とする。

2 (切替日前の異動者の号給の調整)
第八条 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の切替日における号給は、両議院の議長が協議して定める。

3 (切替日前の異動者の号給の調整)
第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定める者は、(次に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額)と、「第一号に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他の両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

2 (切替日前の異動者の号給の調整)
第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定める者は、(次に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める者は、(次に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額)と、「第一号に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

3 (切替日前の異動者の号給の調整)
第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定める者は、(次に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める者は、(次に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額)と、「第一号に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

く)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)や、当該国会職員として受ける給料月額が同日において受けた給料月額に達しないことなる国会職員には、平成二十二年三月三十日までに、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける国会職員(前二項に規定する国会職員を除く)について、前二項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることなった国会職員について、任用の事情等を考慮して前三項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、前三項の規定に準じて、給料を支給する。

第十二条 前条第二項の規定による給料を支給される国会職員(同条第三項又は第四項の規定により同条第二項の規定に準じて給料を支給される国会職員を含む)に地域手当を支給する場合には、当該手当の月額は、第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条第一項の規定にかかわらず、給料月額と前条の規定による給料の額との合計額に百分の十二を乗じて得た額とする。

第十三条 附則第十一条の規定による給料を支給される国会職員に関する国会職員の給与等に関する規程第七条の三第五項(同規程第七条の四第四項において準用する場合を含む。)及び第七条の五第五項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と国会職員の給与等に関する規程の一部を改正す

る規程(平成十七年 月 日[両院議長決定]附則第十一条の規定による給料の額との合計額)とする。(平成二十二年三月三十日までの間ににおける次の表の上欄に掲げる国会職員の給与等に関する規程の規定について、これらの中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第九項	四号給	三号給
第一条第十項	四号給	三号給
三号給	二号給	一號給
二号給	一號給	

行政職給料表(一)	8級	7級	6級	5級
11級	10級	9級	8級	7級
	3級	3級	3級	3級
	4級	4級	4級	4級
	5級	4級	4級	4級
	6級	5級	5級	5級

行政職給料表(二)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1級								
	2級								
	3級								
	4級								
	5級								
	6級								
	7級								
	8級								
	9級								

(非常勤職員の給与に関する経過措置)

第十五条 第二条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項に定める国会職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万五千三百円を超える七千八百円以下であるものに対する国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項の規定の適用については、当該国会職員が離職するまでの間は、同項中「三万五千三百円」とあるのは、「三万七千八百円」とする。

(両院議長協議決定への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一一部改正)

第十七条 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十年十月九日両院議長決定)の一一部を次のように改正する。

附則中第八項の前を見出し並びに同項及び第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を

第九項とする。

議院警察職給料表

速記職給料表

附則別表第一 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級編に二の職務の級が掲げられている職務の一級である議院議員以外の議院議員の年給の切替表(附則第七条関係)

イ 行政職給料表(一)の適用を受ける議院議員の新年給		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
旧年給	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
3月未満	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
3月以上6月末満	3月以上6月末満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
6月以上9月末満	6月以上9月末満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
9月以上12月末満	9月以上12月末満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
12月以上	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
3月末満	3月末満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
3月以上6月末満	3月以上6月末満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
6月以上9月末満	6月以上9月末満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
9月以上12月末満	9月以上12月末満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
12月以上	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
3月末満	3月末満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
3月以上6月末満	3月以上6月末満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
6月以上9月末満	6月以上9月末満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
9月以上12月末満	9月以上12月末満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
12月以上	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
3月末満	3月末満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
3月以上6月末満	3月以上6月末満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
6月以上9月末満	6月以上9月末満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
9月以上12月末満	9月以上12月末満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
12月以上	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
3月末満	3月末満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
3月以上6月末満	3月以上6月末満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
6月以上9月末満	6月以上9月末満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
9月以上12月末満	9月以上12月末満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
12月以上	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
3月末満	3月末満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
3月以上6月末満	3月以上6月末満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
6月以上9月末満	6月以上9月末満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
9月以上12月末満	9月以上12月末満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
12月以上	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
3月末満	3月末満	85	65	57	69	57	53	49	45	41	
3月以上6月末満	3月以上6月末満	86	66	57	70	58	54	50	46	42	
6月以上9月末満	6月以上9月末満	87	67	58	71	59	55	51	47	43	
9月以上12月末満	9月以上12月末満	88	68	58	72	60	56	52	48		
12月以上	12月以上	89	69	59	73	61	57	53	49		
3月末満	3月末満	89	69	59	73	61	57	53	49		
3月以上6月末満	3月以上6月末満	90	70	59	74	62	58	54	50		
6月以上9月末満	6月以上9月末満	91	71	75	63	59	55	51			
9月以上12月末満	9月以上12月末満	92	72	60	76	64	60	56	52		
12月以上	12月以上	93	73	61	77	65	61	57	53		
3月末満	3月末満	93	73	61	77	65	61	57	53		
3月以上6月末満	3月以上6月末満	94	74	61	78	66	62	58			
6月以上9月末満	6月以上9月末満	95	75	61	79	67	63	59			
9月以上12月末満	9月以上12月末満	96	76	62	80	68	64	60			
12月以上	12月以上	97	77	62	81	69	65	61			
3月末満	3月末満	97	77	62	81	69	65	61			
3月以上6月末満	3月以上6月末満	98	78	62	82	70	66	62			
6月以上9月末満	6月以上9月末満	99	79	63	83	71	67	63			
9月以上12月末満	9月以上12月末満	100	80	63	84	72	68	64			
12月以上	12月以上	101	81	63	85	73	69	65			
3月末満	3月末満	101	81	63	85	73	69	65			
3月以上6月末満	3月以上6月末満	102	82	64	86	74	70	66			
6月以上9月末満	6月以上9月末満	103	83	64	87	75	71	67			
9月以上12月末満	9月以上12月末満	104	84	64	88	76	72	68			
12月以上	12月以上	105	85	65	89	77	73	69			

口 行政職給料表(二)の適用を受ける[国会議員の新月給]

旧号給	経過期間	日 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
3月未満			85	65	89	77	73	
3月以上6月末満			86	66	90	78	74	
6月以上9月末満			87	66	91	79	75	
9月以上12月末満			88	66	92	80	76	
12月以上			89	67	93	81	77	
3月末満			90	67	93	81		
3月以上6月末満			91	68	95	83		
6月以上9月末満			92	68	96	84		
9月以上12月末満			93	69	97	85		
12月以上			93	69	97	85		
3月末満			94	70	98	86		
3月以上6月末満			95	71	99	87		
6月以上9月末満			96	72	100	88		
9月以上12月末満			97	73	101	89		
12月以上			97	73	101	89		
3月末満			98	73	102			
3月以上6月末満			99	74	103			
6月以上9月末満			100	74	104			
9月以上12月末満			101	75	105			
12月以上			101	75	105			
3月末満			102	75	106			
3月以上6月末満			103	76	107			
6月以上9月末満			104	76	108			
9月以上12月末満			105	77	109			
12月以上			105	77	109			
3月末満			106	78				
3月以上6月末満			107	79				
6月以上9月末満			108	80				
9月以上12月末満			109	81				
12月以上			109	81				
3月末満			110	82				
3月以上6月末満			111	83				
6月以上9月末満			112	84				
9月以上12月末満			113	85				
12月以上			113					
3月末満			114					
3月以上6月末満			115					
6月以上9月末満			116					
9月以上12月末満			117					
12月以上			117					
3月末満			118					
3月以上6月末満			119					
6月以上9月末満			120					
9月以上12月末満			121					
12月以上			121					
3月末満			121					
3月以上6月末満			122					
6月以上9月末満			123					
9月以上12月末満			124					
12月以上			125					
3月末満			125					
3月以上6月末満			125					
6月以上9月末満			125					
9月以上12月末満			125					
12月以上			125					
3月末満			126					
3月以上6月末満			126					
6月以上9月末満			126					
9月以上12月末満			126					
12月以上			126					
3月末満			127					
3月以上6月末満			127					
6月以上9月末満			127					
9月以上12月末満			127					
12月以上			127					
3月末満			128					
3月以上6月末満			128					
6月以上9月末満			128					
9月以上12月末満			128					
12月以上			128					
3月末満			129					
3月以上6月末満			129					
6月以上9月末満			129					
9月以上12月末満			129					
12月以上			129					
3月末満			130					
3月以上6月末満			130					
6月以上9月末満			130					
9月以上12月末満			130					
12月以上			130					
3月末満			131					
3月以上6月末満			131					
6月以上9月末満			131					
9月以上12月末満			131					
12月以上			131					
3月末満			132					
3月以上6月末満			132					
6月以上9月末満			132					
9月以上12月末満			132					
12月以上			132					
3月末満			133					
3月以上6月末満			133					
6月以上9月末満			133					
9月以上12月末満			133					
12月以上			133					
3月末満			134					
3月以上6月末満			134					
6月以上9月末満			134					
9月以上12月末満			134					
12月以上			134					
3月末満			135					
3月以上6月末満			135					
6月以上9月末満			135					
9月以上12月末満			135					
12月以上			135					
3月末満			136					
3月以上6月末満			136					
6月以上9月末満			136					
9月以上12月末満			136					
12月以上			136					
3月末満			137					
3月以上6月末満			137					
6月以上9月末満			137					
9月以上12月末満			137					
12月以上			137					
3月末満			138					
3月以上6月末満			138					
6月以上9月末満			138					
9月以上12月末満			138					
12月以上			138					
3月末満			139					
3月以上6月末満			139					
6月以上9月末満			139					
9月以上12月末満			139					
12月以上			139					
3月末満			140					
3月以上6月末満			140					
6月以上9月末満			140					
9月以上12月末満			140					
12月以上			140					
3月末満			141					
3月以上6月末満			141					
6月以上9月末満			141					
9月以上12月末満			141					
12月以上			141					

3月末満	41	41	37	49	29	25	3月末満	85	85	75	93	73	69
3月以上6月末満	42	42	38	50	30	26	3月以上6月末満	86	86	75	94	74	69
6月以上9月末満	43	43	39	51	31	27	6月以上9月末満	87	87	76	95	75	69
9月以上12月末満	44	44	40	52	32	28	9月以上12月末満	88	88	76	96	76	69
12月以上	45	45	41	53	33	29	12月以上	89	89	77	97	77	69
3月末満	45	45	41	53	33	29	3月末満	89	89	77	97	77	77
3月以上6月末満	46	46	42	54	34	30	3月以上6月末満	90	90	77	98	78	78
6月以上9月末満	47	47	43	55	35	31	6月以上9月末満	91	91	78	99	79	79
9月以上12月末満	48	48	44	56	36	32	9月以上12月末満	92	92	78	100	80	80
12月以上	49	49	45	57	37	33	12月以上	93	93	79	101	81	81
3月末満	49	49	45	57	37	33	3月末満	93	93	79	101	81	81
3月以上6月末満	50	50	46	58	38	34	3月以上6月末満	94	94	79	102	82	82
6月以上9月末満	51	51	47	59	39	35	6月以上9月末満	95	95	80	103	83	83
9月以上12月末満	52	52	48	60	40	36	9月以上12月末満	96	96	80	104	84	84
12月以上	53	53	49	61	41	37	12月以上	97	97	81	105	85	85
3月末満	53	53	49	61	41	37	3月末満	97	97	81	105	85	85
3月以上6月末満	54	54	50	62	42	38	3月以上6月末満	98	98	82	106	86	86
6月以上9月末満	55	55	51	63	43	39	6月以上9月末満	99	99	83	107	87	87
9月以上12月末満	56	56	52	64	44	40	9月以上12月末満	100	100	84	108	88	88
12月以上	57	57	53	65	45	41	12月以上	101	101	85	109	89	89
3月末満	57	57	53	65	45	41	3月末満	101	101	85	109	89	89
3月以上6月末満	58	58	54	66	46	42	3月以上6月末満	102	102	85	110	90	90
6月以上9月末満	59	59	55	67	47	43	6月以上9月末満	103	103	86	111	91	91
9月以上12月末満	60	60	56	68	48	44	9月以上12月末満	104	104	86	112	92	92
12月以上	61	61	57	69	49	45	12月以上	105	105	87	113	93	93
3月末満	61	61	57	69	49	45	3月末満	105	105	87	113	93	93
3月以上6月末満	62	62	58	70	50	46	3月以上6月末満	106	106	87	114	94	94
6月以上9月末満	63	63	59	71	51	47	6月以上9月末満	107	107	88	115	95	95
9月以上12月末満	64	64	60	72	52	48	9月以上12月末満	108	108	88	116	96	96
12月以上	65	65	61	73	53	49	12月以上	109	109	89	117	97	97
3月末満	65	65	61	73	53	49	3月末満	109	109	89	117	97	97
3月以上6月末満	66	66	62	74	54	50	3月以上6月末満	110	110	90	118	98	98
6月以上9月末満	67	67	63	75	55	51	6月以上9月末満	111	111	91	119	99	99
9月以上12月末満	68	68	64	76	56	52	9月以上12月末満	112	112	92	120	100	100
12月以上	69	69	65	77	57	53	12月以上	113	113	93	121	101	101
3月末満	69	69	65	77	57	53	3月末満	113	113	93	121	101	101
3月以上6月末満	70	70	66	78	58	54	3月以上6月末満	114	114	93	122	102	102
6月以上9月末満	71	71	66	79	59	55	6月以上9月末満	115	115	94	123	103	103
9月以上12月末満	72	72	66	80	60	56	9月以上12月末満	116	116	94	124	104	104
12月以上	73	73	67	81	61	57	12月以上	117	117	95	125	105	105
3月末満	73	73	67	81	61	57	3月末満	117	117	95	125	105	105
3月以上6月末満	74	74	67	82	62	58	3月以上6月末満	118	118	95	126	106	106
6月以上9月末満	75	75	68	83	63	59	6月以上9月末満	119	119	96	127	107	107
9月以上12月末満	76	76	68	84	64	60	9月以上12月末満	120	120	96	128	108	108
12月以上	77	77	69	85	65	61	12月以上	121	121	97	129	109	109
3月末満	77	77	69	85	65	61	3月末満	121	121	97	129	109	109
3月以上6月末満	78	78	70	86	66	62	3月以上6月末満	121	122	98	130	110	110
6月以上9月末満	79	79	71	87	67	63	6月以上9月末満	121	123	98	131	111	111
9月以上12月末満	80	80	72	88	68	64	9月以上12月末満	121	124	99	132	112	112
12月以上	81	81	73	89	69	65	12月以上	121	125	99	132	112	112
3月末満	81	81	73	89	69	65	3月末満	121	125	99	132	112	112
3月以上6月末満	82	82	73	90	70	66	3月以上6月末満	122	122	99	133	113	113
6月以上9月末満	83	83	74	91	71	67	6月以上9月末満	122	123	100	134	114	114
9月以上12月末満	84	84	74	92	72	68	9月以上12月末満	122	124	100	134	114	114
12月以上	85	85	75	93	73	69	12月以上	123	124	100	135	115	115

八 速記識別表の適用を受ける国会職員の新号給

旧号給	経過期間	日 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	3月末満		53	45	45	45	45	45	45	45
	3月以上6月末満		54	46	46	46	46	46	46	46
	3月以上6月末満		55	47	47	47	47	47	47	47
1	6月以上9月末満		56	48	48	48	48	48	48	48
	9月以上12月末満		57	49	49	49	49	49	49	49
	12月以上		57	49	49	49	49	49	49	49
	3月末満		58	50	50	50	50	50	50	50
	3月以上6月末満		59	51	51	51	51	51	51	51
	3月以上6月末満		60	52	52	52	52	52	52	52
2	6月以上9月末満		61	53	53	53	53	53	53	53
	9月以上12月末満		61	53	53	53	53	53	53	53
	12月以上		62	54	54	54	54	54	54	54
	3月末満		63	55	55	55	55	55	55	55
	3月以上6月末満		64	56	56	56	56	56	56	56
3	6月以上9月末満		65	57	57	57	57	57	57	57
	9月以上12月末満		65	57	57	57	57	57	57	57
	12月以上		66	58	58	58	58	58	58	58
	3月末満		65	59	59	59	59	59	59	59
	3月以上6月末満		66	60	58	58	58	58	58	58
4	6月以上9月末満		66	61	61	61	61	61	61	61
	9月以上12月末満		66	61	61	61	61	61	61	61
	12月以上		67	62	62	62	62	62	62	62
	3月末満		67	63	63	63	63	63	63	63
	3月以上6月末満		68	60	60	60	60	60	60	60
5	6月以上9月末満		69	61	61	61	61	61	61	61
	9月以上12月末満		69	61	61	61	61	61	61	61
	12月以上		70	62	62	62	62	62	62	62
	3月末満		70	63	63	63	63	63	63	63
	3月以上6月末満		71	64	64	64	64	64	64	64
6	6月以上9月末満		71	65	65	65	65	65	65	65
	9月以上12月末満		71	65	65	65	65	65	65	65
	12月以上		72	66	66	66	66	66	66	66
	3月末満		72	67	67	67	67	67	67	67
	3月以上6月末満		73	68	68	68	68	68	68	68
7	6月以上9月末満		73	69	69	69	69	69	69	69
	9月以上12月末満		73	69	69	69	69	69	69	69
	12月以上		74	70	70	70	70	70	70	70
	3月末満		74	71	71	71	71	71	71	71
	3月以上6月末満		75	72	72	72	72	72	72	72
8	6月以上9月末満		75	73	73	73	73	73	73	73
	9月以上12月末満		75	73	73	73	73	73	73	73
	12月以上		76	74	74	74	74	74	74	74
	3月末満		76	75	75	75	75	75	75	75
	3月以上6月末満		77	76	76	76	76	76	76	76
9	6月以上9月末満		77	74	74	74	74	74	74	74
	9月以上12月末満		77	74	74	74	74	74	74	74
	12月以上		78	75	75	75	75	75	75	75
	3月末満		78	76	76	76	76	76	76	76
	3月以上6月末満		79	77	77	77	77	77	77	77
10	6月以上9月末満		79	76	76	76	76	76	76	76
	9月以上12月末満		79	76	76	76	76	76	76	76
	12月以上		80	77	77	77	77	77	77	77
	3月末満		80	78	78	78	78	78	78	78
	3月以上6月末満		81	79	79	79	79	79	79	79
11	6月以上9月末満		81	80	80	80	80	80	80	80
	9月以上12月末満		82	81	81	81	81	81	81	81
	12月以上		83	82	82	82	82	82	82	82
	3月末満		83	84	84	84	84	84	84	84
	3月以上6月末満		84	85	85	85	85	85	85	85
12	6月以上9月末満		85	86	86	86	86	86	86	86
	9月以上12月末満		85	86	86	86	86	86	86	86
	12月以上		86	87	87	87	87	87	87	87
	3月末満		86	88	88	88	88	88	88	88
	3月以上6月末満		87	89	89	89	89	89	89	89
13	6月以上9月末満		88	89	89	89	89	89	89	89
	9月以上12月末満		88	89	89	89	89	89	89	89
	12月以上		89	90	90	90	90	90	90	90
	3月末満		89	91	91	91	91	91	91	91
	3月以上6月末満		90	92	92	92	92	92	92	92
14	6月以上9月末満		91	93	93	93	93	93	93	93
	9月以上12月末満		91	93	93	93	93	93	93	93
	12月以上		92	94	94	94	94	94	94	94
	3月末満		92	95	95	95	95	95	95	95
	3月以上6月末満		93	96	96	96	96	96	96	96
15	6月以上9月末満		94	97	97	97	97	97	97	97
	9月以上12月末満		94	97	97	97	97	97	97	97
	12月以上		95	98	98	98	98	98	98	98
	3月末満		95	99	99	99	99	99	99	99
	3月以上6月末満		96	100	100	100	100	100	100	100
16	6月以上9月末満		97	101	101	101	101	101	101	101
	9月以上12月末満		97	101	101	101	101	101	101	101
	12月以上		98	102	102	102	102	102	102	102
	3月末満		98	103	103	103	103	103	103	103
	3月以上6月末満		99	104	104	104	104	104	104	104
17	6月以上9月末満		100	105	105	105	105	105	105	105
	9月以上12月末満		100	105	105	105	105	105	105	105
	12月以上		101	106	106	106	106	106	106	106
	3月末満		101	107	107	107	107	107	107	107
	3月以上6月末満		102	108	108	108	108	108	108	108
18	6月以上9月末満		103	109	109	109	109	109	109	109
	9月以上12月末満		103	109	109	109	109	109	109	109
	12月以上		104	110	110	110	110	110	110	110
	3月末満		104	111	111	111	111	111	111	111
	3月以上6月末満		105	112	112	112	112	112	112	112
19	6月以上9月末満		106	113	113	113	113	113	113	113
	9月以上12月末満		106	113	113	113	113	113	113	113
	12月以上		107	114	114	114	114	114	114	114
	3月末満		107	115	115	115	115	115	115	115
	3月以上6月末満		108	116	116	116	116	116	116	116
20	6月以上9月末満		109	117	117	117	117	117	117	117
	9月以上12月末満		109	117	117	117	117	117	117	117
	12月以上		110	118	118	118	118	118	118	118
	3月末満		110	119	119	119	119	119	119	119
	3月以上6月末満		111	120	120	120	120	120	120	120
21	6月以上9月末満		112	121	121	121	121	121	121	121
	9月以上12月末満		112	121	121	121	121	121	121	121
	12月以上		113	122	122	122	122	122	122	122
	3月末満		113	123	123	123	123	123	123	123
	3月以上6月末満		114	124	124	124	124	124	124	124
22	6月以上9月末満		115	125	125	125	125	125	125	125
	9月以上12月末満		115	125	125	125	125	125	125	125
	12月以上		116	126	126	126	126	126	126	126
	3月末満		116	127	127	127	127	127	127	127
	3月以上6月末満		117	128	128	128	128	128	128	128

二 議院警察職給料表の適用を受ける国会職員の新号給

	3月末満	41	41	41	53	37	33	33
12	3月以上6月末満	42	42	42	54	38	34	34
	6月以上9月末満	43	43	43	55	39	35	35
	9月以上12月末満	44	44	44	56	40	36	36
	12月以上	45	45	45	57	41	37	37
	3月末満	45	45	45	57	41	37	37
	3月以上6月末満	46	46	46	58	42	38	38
	6月以上9月末満	47	47	47	59	43	39	39
	9月以上12月末満	48	48	48	60	44	40	40
	12月以上	49	49	49	61	45	41	41
	3月末満	49	49	49	61	45	41	41
	3月以上6月末満	50	50	50	62	46	42	42
	6月以上9月末満	51	51	51	63	47	43	43
	9月以上12月末満	52	52	52	64	48	44	44
	12月以上	53	53	53	65	49	45	45
	3月末満	53	53	53	65	49	45	45
	3月以上6月末満	54	54	54	66	50	46	46
	6月以上9月末満	55	55	55	67	51	47	47
	9月以上12月末満	56	56	56	68	52	48	48
	12月以上	57	57	57	69	53	49	49
	3月末満	57	57	57	69	53	49	49
	3月以上6月末満	58	58	58	70	54	50	50
	6月以上9月末満	59	59	59	71	55	51	51
	9月以上12月末満	60	60	60	72	56	52	52
	12月以上	61	61	61	73	57	53	53
	3月末満	61	61	61	73	57	53	53
	3月以上6月末満	62	62	62	74	58	54	54
	6月以上9月末満	63	63	63	75	59	55	55
	9月以上12月末満	64	64	64	76	60	56	56
	12月以上	65	65	65	77	61	57	57
	3月末満	65	65	65	77	61	57	57
	3月以上6月末満	66	66	66	78	62	58	58
	6月以上9月末満	67	67	67	79	63	59	59
	9月以上12月末満	68	68	68	80	64	60	60
	12月以上	69	69	69	81	65	61	61
	3月末満	69	69	69	81	65	61	61
	3月以上6月末満	70	70	70	82	66	62	62
	6月以上9月末満	71	71	71	83	67	63	63
	9月以上12月末満	72	72	72	84	68	64	64
	12月以上	73	73	73	85	69	65	65
	3月末満	73	73	73	85	69	65	65
	3月以上6月末満	74	74	74	86	70	66	66
	6月以上9月末満	75	75	75	87	71	67	67
	9月以上12月末満	76	76	76	88	72	68	68
	12月以上	77	77	77	89	73	69	69
	3月末満	77	77	77	89	73	69	69
	3月以上6月末満	78	78	78	90	74	70	70
	6月以上9月末満	79	79	79	91	75	71	71
	9月以上12月末満	80	80	80	92	76	72	72
	12月以上	81	81	81	93	77	73	73
	3月末満	81	81	81	93	77	73	73
	3月以上6月末満	82	82	82	94	78	74	74
	6月以上9月末満	83	83	83	95	79	75	75
	9月以上12月末満	84	84	84	96	80	76	76
	12月以上	85	85	85	97	81	77	77

	3月末満	85	85	85	97	81	77	77
23	3月以上6月末満	86	86	85	98	82	78	78
	6月以上9月末満	87	87	86	99	83	79	79
	9月以上12月末満	88	88	86	100	84	80	80
	12月以上	89	89	87	101	85	81	81
	3月末満	89	89	87	101	85	81	81
	3月以上6月末満	90	90	87	102	86	82	82
	6月以上9月末満	91	91	88	103	87	83	83
	9月以上12月末満	92	92	88	104	88	84	84
	12月以上	93	93	89	105	89	85	85
	3月末満	93	93	89	105	89	85	85
	3月以上6月末満	94	94	94	100	90	86	86
	6月以上9月末満	95	95	95	107	91	91	91
	9月以上12月末満	96	96	92	108	92	92	92
	12月以上	97	97	93	109	93	93	93
	3月末満	97	97	93	109	93	93	93
	3月以上6月末満	98	98	98	110	93	93	93
	6月以上9月末満	99	99	95	111	93	93	93
	9月以上12月末満	100	100	96	112	93	93	93
	12月以上	101	101	97	113	93	93	93
	3月末満	101	101	97	113	93	93	93
	3月以上6月末満	102	102	98	114	93	93	93
	6月以上9月末満	103	103	99	115	93	93	93
	9月以上12月末満	104	104	100	116	93	93	93
	12月以上	105	105	101	117	93	93	93
	3月末満	105	105	101	117	93	93	93
	3月以上6月末満	106	106	106	118	93	93	93
	6月以上9月末満	107	107	107	119	93	93	93
	9月以上12月末満	108	108	108	119	93	93	93
	12月以上	109	109	109	120	93	93	93
	3月末満	109	109	105	120	93	93	93
	3月以上6月末満	110	110	110	121	93	93	93
	6月以上9月末満	111	111	113	121	93	93	93
	9月以上12月末満	112	112	112	122	93	93	93
	12月以上	113	113	117	123	93	93	93
	3月末満	113	113	117	123	93	93	93
	3月以上6月末満	114	114	118	124	93	93	93
	6月以上9月末満	115	115	119	125	93	93	93
	9月以上12月末満	116	116	118	126	93	93	93
	12月以上	117	117	119	127	93	93	93
	3月末満	117	117	119	127	93	93	93
	3月以上6月末満	118	118	122	128	93	93	93
	6月以上9月末満	119	119	123	129	93	93	93
	9月以上12月末満	120	120	124	130	93	93	93
	12月以上	121	121	125	131	93	93	93
	3月末満	121	121	125	131	93	93	93
	3月以上6月末満	122	122	126	132	93	93	93
	6月以上9月末満	123	123	127	133	93	93	93
	9月以上12月末満	124	124	128	134	93	93	93
	12月以上	125	125	129	135	93	93	93
	3月末満	125	125	129	135	93	93	93
	3月以上6月末満	126	126	130	136	93	93	93
	6月以上9月末満	127	127	131	137	93	93	93
	9月以上12月末満	128	128	132	138	93	93	93
	12月以上	129	129	133	139	93	93	93

附則別表第三 田級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である国会議員の号給の切替表(附則第七条関係)

旧級が行政職給料表(-)の11級である国会議員の新号給

旧号給	新級		
	経過期間	9級	10級
3月未満	123	129	
3月以上6月末満	123	130	
6月以上9月末満	124	131	
9月以上12月末満	124	132	
12月以上	125	133	
3月未満	125	133	
3月以上6月末満	125	134	
6月以上9月末満	126	135	
9月以上12月末満	126	136	
12月以上	127	137	
3月未満	127		
3月以上6月末満	127		
6月以上9月末満	128		
9月以上12月末満	128		
12月以上	129		
3月未満	129		
3月以上6月末満	130		
6月以上9月末満	131		
9月以上12月末満	132		
12月以上	133		
3月未満	134		
3月以上6月末満	134		
6月以上9月末満	135		
9月以上12月末満	135		
12月以上	136		
3月未満	136		
3月以上6月末満	136		
6月以上9月末満	137		
9月以上12月末満	137		
12月以上	137		
3月未満	138		
3月以上6月末満	138		
6月以上9月末満	139		
9月以上12月末満	139		
12月以上	139		
3月未満	140		
3月以上6月末満	140		
6月以上9月末満	141		
9月以上12月末満	141		
12月以上	141		
3月未満	142		
3月以上6月末満	142		
6月以上9月末満	143		
9月以上12月末満	143		
12月以上	143		
3月未満	144		
3月以上6月末満	144		
6月以上9月末満	145		
9月以上12月末満	145		
12月以上	145		
3月未満	146		
3月以上6月末満	146		
6月以上9月末満	147		
9月以上12月末満	147		
12月以上	147		
3月未満	148		
3月以上6月末満	148		
6月以上9月末満	149		
9月以上12月末満	149		
12月以上	149		
3月未満	150		
3月以上6月末満	150		
6月以上9月末満	151		
9月以上12月末満	151		
12月以上	151		
3月未満	152		
3月以上6月末満	152		
6月以上9月末満	153		
9月以上12月末満	153		
12月以上	153		
3月未満	154		
3月以上6月末満	154		
6月以上9月末満	155		
9月以上12月末満	155		
12月以上	155		
3月未満	156		
3月以上6月末満	156		
6月以上9月末満	157		
9月以上12月末満	157		
12月以上	157		
3月未満	158		
3月以上6月末満	158		
6月以上9月末満	159		
9月以上12月末満	159		
12月以上	159		
3月未満	160		
3月以上6月末満	160		
6月以上9月末満	161		
9月以上12月末満	161		
12月以上	161		
3月未満	162		
3月以上6月末満	162		
6月以上9月末満	163		
9月以上12月末満	163		
12月以上	163		
3月未満	164		
3月以上6月末満	164		
6月以上9月末満	165		
9月以上12月末満	165		
12月以上	165		
3月未満	166		
3月以上6月末満	166		
6月以上9月末満	167		
9月以上12月末満	167		
12月以上	167		
3月未満	168		
3月以上6月末満	168		
6月以上9月末満	169		
9月以上12月末満	169		
12月以上	169		
3月未満	170		
3月以上6月末満	170		
6月以上9月末満	171		
9月以上12月末満	171		
12月以上	171		
3月未満	172		
3月以上6月末満	172		
6月以上9月末満	173		
9月以上12月末満	173		
12月以上	173		
3月未満	174		
3月以上6月末満	174		
6月以上9月末満	175		
9月以上12月末満	175		
12月以上	175		
3月未満	176		
3月以上6月末満	176		
6月以上9月末満	177		
9月以上12月末満	177		
12月以上	177		
3月未満	178		
3月以上6月末満	178		
6月以上9月末満	179		
9月以上12月末満	179		
12月以上	179		
3月未満	180		
3月以上6月末満	180		
6月以上9月末満	181		
9月以上12月末満	181		
12月以上	181		
3月未満	182		
3月以上6月末満	182		
6月以上9月末満	183		
9月以上12月末満	183		
12月以上	183		
3月未満	184		
3月以上6月末満	184		
6月以上9月末満	185		
9月以上12月末満	185		
12月以上	185		
3月未満	186		
3月以上6月末満	186		
6月以上9月末満	187		
9月以上12月末満	187		
12月以上	187		
3月未満	188		
3月以上6月末満	188		
6月以上9月末満	189		
9月以上12月末満	189		
12月以上	189		
3月未満	190		
3月以上6月末満	190		
6月以上9月末満	191		
9月以上12月末満	191		
12月以上	191		
3月未満	192		
3月以上6月末満	192		
6月以上9月末満	193		
9月以上12月末満	193		
12月以上	193		
3月未満	194		
3月以上6月末満	194		
6月以上9月末満	195		
9月以上12月末満	195		
12月以上	195		
3月未満	196		
3月以上6月末満	196		
6月以上9月末満	197		
9月以上12月末満	197		
12月以上	197		
3月未満	198		
3月以上6月末満	198		
6月以上9月末満	199		
9月以上12月末満	199		
12月以上	199		
3月未満	200		
3月以上6月末満	200		
6月以上9月末満	201		
9月以上12月末満	201		
12月以上	201		
3月未満	202		
3月以上6月末満	202		
6月以上9月末満	203		
9月以上12月末満	203		
12月以上	203		
3月未満	204		
3月以上6月末満	204		
6月以上9月末満	205		
9月以上12月末満	205		
12月以上	205		
3月未満	206		
3月以上6月末満	206		
6月以上9月末満	207		
9月以上12月末満	207		
12月以上	207		
3月未満	208		
3月以上6月末満	208		
6月以上9月末満	209		
9月以上12月末満	209		
12月以上	209		
3月未満	210		
3月以上6月末満	210		
6月以上9月末満	211		
9月以上12月末満	211		
12月以上	211		
3月未満	212		
3月以上6月末満	212		
6月以上9月末満	213		
9月以上12月末満	213		
12月以上	213		
3月未満	214		
3月以上6月末満	214		
6月以上9月末満	215		
9月以上12月末満	215		
12月以上	215		
3月未満	216		
3月以上6月末満	216		
6月以上9月末満	217		
9月以上12月末満	217		
12月以上	217		
3月未満	218		
3月以上6月末満	218		
6月以上9月末満	219		
9月以上12月末満	219		
12月以上	219		
3月未満	220		
3月以上6月末満	220		
6月以上9月末満	221		
9月以上12月末満	221		
12月以上	221		
3月未満	222		
3月以上6月末満	222		
6月以上9月末満	223		
9月以上12月末満	223		
12月以上	223		
3月未満	224		
3月以上6月末満	224		
6月以上9月末満	225		
9月以上12月末満	225		
12月以上	225		
3月未満	226		
3月以上6月末満	226		
6月以上9月末満	227		
9月以上12月末満	227		
12月以上	227		
3月未満	228		
3月以上6月末満	228		
6月以上9月末満	229		
9月以上12月末満	229		
12月以上	229		
3月未満	230		
3月以上6月末満	230		
6月以上9月末満	231		
9月以上12月末満	231		
12月以上	231		
3月未満	232		
3月以上6月末満	232		
6月以上9月末満	233		
9月以上12月末満	233		
12月以上	233		
3月未満	234		
3月以上6月末満	234		
6月以上9月末満	235		
9月以上12月末満	235		
12月以上	235		
3月未満	236		
3月以上6月末満	236		
6月以上9月末満	237		
9月以上12月末満	237		
12月以上	237		
3月未満	238		
3月以上6月末満	238		
6月以上9月末満	239		
9月以上12月末満	239		
12月以上	239		
3月未満	240		
3月以上6月末満	240		
6月以上9月末満	241		
9月以上12月末満	241		
12月以上	241		
3月未満	242		
3月以上6月末満	242		
6月以上9月末満	243		
9月以上12月末満	243		
12月以上	243		
3月未満	244		
3月以上6月末満	244		
6月以上9月末満	245		
9月以上12月末満	245		
12月以上	245		
3月未満	246		
3月以上6月末満	246		
6月以上9月末満	247		
9月以上12月末満	247		
12月以上	247		
3月未満	248		
3月以上6月末満	248		
6月以上9月末満	249		
9月以上12月末満	249		
12月以上	249		
3月未満	250		
3月以上6月末満	250		
6月以上9月末満	251		
9月以上12月末満	251		
12月以上	251		
3月未満	252		
3月以上6月末満	252		
6月以上9月末満	253		
9月以上12月末満	253		
12月以上	253		
3月未満	254		
3月以上6月末満	254		
6月以上9月末満	255		
9月以上12月末満	255		
12月以上	255		
3月未満	256		
3月以上6月末満	256		
6月以上9月末満	257		
9月以上12月末満	257		
12月以上	257		
3月未満	258		
3月以上6月末満	258		
6月以上9月末満	259		
9月以上12月末満	259		
12月以上	259		
3月未満	260		

附則別表第四 指定職給料表の適用を受ける国会職員の号給の
切替表(附則第七条関係)

	3月未満	3月以上6月末満	6月以上9月末満	9月以上12月末満
日	号 級	新 号 級	新 号 級	新 号 級
11	17	18	19	20
12月以上	1	1	1	1
3月未満	21	22	23	24
3月以上6月末満	2	3	4	5
6月以上9月末満	2	3	4	5
9月以上12月末満	3	4	5	6
12月以上	3	4	5	6
3月未満	25	26	27	28
3月以上6月末満	5	6	7	8
6月以上9月末満	5	6	7	8
9月以上12月末満	4	5	6	7
12月以上	2	3	4	5
3月未満	29	30	31	32
3月以上6月末満	9	10	11	12
6月以上9月末満	9	10	11	12
9月以上12月末満	6	7	8	9
12月以上	2	3	4	5
3月未満	33	34	35	36
3月以上6月末満	13	13	13	14
6月以上9月末満	13	13	14	14
9月以上12月末満	6	7	8	9
12月以上	14	14	15	15
	11	11	11	11

日	号 級	新 号 級	新 号 級	新 号 級
1から4まで	1	2	3	4
5	5	6	7	8
6	6	7	8	9
7	7	8	9	10
8	8	9	10	11
9	9	10	11	12
10	10	11	12	13
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12

○国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(第一条関係)

第七条の三 略
改 正 案

第七条の三 略
現 行

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。)については、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(一号から四号 略)
(第三項から第六項 略)

第七条の四 略

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の数が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。)については、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(一号から四号 略)
(第三項から第六項 略)

第七条の四 略

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合

において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合においては百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

再任用職員に対する前項の規定の適用について

ついては、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の百」とする。

(第四項から第六項 略)

第十五

非常勤の国会職員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、勤務一日につき三万七千八百円(その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

改 正 案

(第二項及び第三項 略)

○国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定) 第二条関係

第一条 略
(第一項から第七項 略)

国会職員(指定職給料表の適用を受ける国会職員を除く。)の昇給は、両議院の議長が協議して定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

前項の規定により国会職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した国会職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表)の適用を受ける国会職員その職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各職員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定めるところにより、当該会職員にあつては、三号給)とすることを標準として両議院の議長が協議して定める

再任用職員に対する前項の規定の適用について

ついては、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の九十五」とする。

(第四項から第六項 略)

第十五

非常勤の国会職員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、勤務一日につき三万七千九百円(その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

現 行
(第二項及び第三項 略)

○国会職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

前二項の規定により号給を決定する場合において、他の国会職員との権衡上必要と認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

国会職員(指定職給料表の適用を受ける者を除く。)が現に受けている号給を受けるに至った時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給(行政職給料表)の適用を受けたる国会職員の勤務成績が特に良好であるものについては、当該国会職員の号給を昇給させることができる。

五十五歳(両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、五十六歳以上の年齢で両議院の議長が協議して定めるもの)を超える国会職員は、第九項、第十項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該国会職員で勤務成績が特に良好であるものについては、両議院の議長が協議して定めるところにより、昇給させることができる。

基準に従い決定するものとする。

五十五歳(両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、五十六歳以上の年齢で両議院の議長が協議して定めるもの)を超える国会職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給(行政職給料表)」の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、三号給」とあるのは、「二号給」とする。

国会職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができる。ただし、それらの給料月額を受けている国会職員で、その給料月額を受けるに至つた時から二十四月(その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合にあっては、十八月)を下らない期間における給料の幅の最高額である場合にあっては、昇給しない。

国会職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその間に受ける号給より二号給以上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

(第十二項 略)

第一条の二 法第十五条の五第一項に規定す

(第十三項 略)

第一条の二 法第十五条の五第一項に規定す

る短時間勤務の職を占める国会職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第四項及び第十二項の規定にかかるわらず、これらの規定による給料月額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条 略

(一号から三号 略)

四 地域手当

(五号から十四号 略)

十五 削除

(十六号から十八号 略)

第六条 略

(一号から三号 略)

四 調整手当

(五号から十四号 略)

十五 衛視特別手当

(十六号から十八号 略)

第六条 略

(一号から三号 略)

前項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(第三項及び第四項 略)

第七条 扶養手当、地域手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、政府職員の例により、これを支給する。
地域手当の支給について、政府職員の例により難いときは、前項の規定にかかるず、当該支給のために必要な事項は、政府職員との権衡を勘案して、両議院の議長が協議して定める。

第七条の三 略

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院

る短時間勤務の職を占める国会職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第四項及び第十三項の規定にかかるわらず、これらの規定による給料月額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

前項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(第三項及び第四項 略)

第七条 扶養手当、調整手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、政府職員の例により、これを支給する。

第七条 扶養手当、調整手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、政府職員の例により、これを支給する。

第七条の三 略

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院

事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。)については、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(二号から四号 略)

(第二項 略)

第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

行政職給料表の適用を受ける国会職員での職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する国会職員として当該各給料表につき両議院の議長が協議して定めるものについては、前項の規定にかかるわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合

事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。)については、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(二号から四号 略)

(第三項 略)

第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

行政職給料表の適用を受ける国会職員での職務の級が四級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する国会職員として当該各給料表につき両議院の議長が協議して定めるものについては、前項の規定にかかるわらず、同項に規定する合計額に、給料の

事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。)については、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(二号から四号 略)

(第三項 略)

第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

行政職給料表の適用を受ける国会職員での職務の級が四級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する国会職員として当該各給料表につき両議院の議長が協議して定めるものについては、前項の規定にかかるわらず、同項に規定する合計額に、給料の

計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額(両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎額とする。

(第六項 略)

第七条の四 略

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官彈劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定められた割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日在現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在(次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、百分の七十二・五(特定幹部職員については、百分の九十二・五)を乗じて得た額の総額の基礎額は、それぞれその基準日現在において国会職員が受けるべき

計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額(両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎額とする。

(第六項 略)

第七条の四 略

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官彈劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定められた割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日在現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在(次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額の基礎額は、それぞれその基準日現在において国会職員が受けるべき

給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

(第四項 略)

(第七条の五 略)

(第二項 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の九十五」とする。

(第六項 略)

(第七条の五 略)

(第二項 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の百」とする。

第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額(両議院の議長が協議して定めた国会職員以外の国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(国会特別手当、住居手当及び单身赴任手当)を支給しない。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(国会特別手当、衛視特別手当、住居手当及び单身赴任手当)を支給しない。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(国会特別手当、衛視特別手当、住居手当及び单身赴任手当)を支給しない。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(衛視長、衛視副長及び衛視に、これを支給する)。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(衛視特別手当は、特別の技能を有する衛視長、衛視副長及び衛視に、これを支給する)。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(衛視特別手当は、議長が議院運営委員会に諮り、これを定める)。

給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。

(第四項 略)

(第七条の五 略)

(第二項 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の百」とする。

(第六項 略)

(第七条の五 略)

(第二項 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の百」とする。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(国会特別手当、住居手当及び单身赴任手当)を支給しない。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(国会特別手当、衛視特別手当、住居手当及び单身赴任手当)を支給しない。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(衛視長、衛視副長及び衛視に、これを支給する)。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(衛視特別手当は、特別の技能を有する衛視長、衛視副長及び衛視に、これを支給する)。

(第六項 略)

(第七条の六 略)

(第二項及び第三項 略)

再任用職員には、扶養手当、初任給調整手当(衛視特別手当は、議長が議院運営委員会に諮り、これを定める)。

第十四条 法第十三条第一項第一号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ百分の八十以内を、同条同項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、その休職期間中、給料、扶養手当、扶養手当、地域手当、期末手当、期末特別手当及び住居手当のそれぞれ百分の八十以内を、同条同項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会職員に対しては、政府職員の例により、給与の全部又は一部を支給することができ

(第二項 略)

第十五条 非常勤の国会職員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、勤務一日につき三万五千三百円(その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができ

(第二項 略)

第十五条 非常勤の国会職員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、勤務一日につき三万七千八百円(その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができ

(第二項 略)

○国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程平成十年十月九日両院議長決定(附則第十六条関係)

改 正 案	現 行
附 則	附 則
1～7 略	1～7 略
8 (昇給停止に関する経過措置)	8 (給与の内払)

- 8 | 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- (両院議長協議決定への委任)
- 9 | 附則第三項から前項までに定めるもののうち、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。
- 10 | 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- (両院議長協議決定への委任)
- 11 | 附則第三項から前項までに定めるもののうち、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(次項において「新規程」という。)第一条第十二項の両議院の議長が協議して定める国会職員については、同項の両議院の議長が協議して定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。)を超えている国会職員(基準日においてこの規程による改正前の国会職員の給与等に関する規程第一条第十二項の両議院の議長が協議して定める年齢を超えていない国会職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給については、なお従前の例による。

9 | 基準日前から引き続き給料表の適用を受けた国会職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える国会職員で、基準日の前日ににおけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員については、新規程第一条第十二項本文の規定にかかるわらず、昇給停止年齢に達した日後も、両議院の議長が協議して定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた国会職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の両議院の議長が協議して定める国会職員との権衡上必要があると認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員についても、同様とする。

	十月二十八日(金)の議事予定	六号(第三三七号)(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)
日程第一	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
日程第二	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
日程第三	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
日程第四	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
日程第五	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
日程第六	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
日程第七	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
日程第八	最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
日程第九	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
(緊急上程予定)	国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。
十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。
一、憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願(第二六三号)(第三三三二号)(第三三三三号)(第三三四四号)(第三三五五号)(第三三三五号)(第三三三六号)	紹介議員 市田 忠義君 四十七名	請願者 愛知県小牧市小牧原新田一、九〇三ノ三一 五百四十七名
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願	紹介議員 井上 哲士君	第三三三二号 平成十七年十月二十四日受理
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三三三号 平成十七年十月二十四日受理
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三三四号 平成十七年十月二十四日受理
十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三三五号 平成十七年十月二十四日受理
一、憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願(第二六三号)(第三三三二号)(第三三三三号)(第三三四四号)(第三三五五号)(第三三三五号)(第三三三六号)	紹介議員 小林美恵子君 一百四十七名	第三三三六号 平成十七年十月二十四日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願	紹介議員 小池 晃君	第三三三七号 平成十七年十月二十四日受理
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三三八号 平成十七年十月二十四日受理
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三三九号 平成十七年十月二十四日受理
十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三四〇号 平成十七年十月二十四日受理
一、国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	紹介議員 小林美恵子君 一百四十七名	第三三四一號 平成十七年十月二十四日受理
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三四二號 平成十七年十月二十四日受理
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三四三號 平成十七年十月二十四日受理
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三四四號 平成十七年十月二十四日受理
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三四五號 平成十七年十月二十四日受理
十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。	この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。	第三三四六號 平成十七年十月二十四日受理
一、国会法の一部改正する法律案(第三三三七号)	紹介議員 大門実紀史君 四十七名	第三三四七號 平成十七年十月二十四日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請	請願者 さいたま市南区鹿手袋七ノ六ノ七 ノ四〇七 今井みな 外三万五百四十七名	請願者 さいたま市南区鹿手袋七ノ六ノ七 ノ四〇七 今井みな 外三万五百四十七名

第三十五条中「給料額より少くない」を「給与額(地域手当等の手当を除く。)より少くない」に改める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 各議院の議長は二百十八万二千円を、副議長は百五十九万三千円を、議員は百三十万千円を、それぞれ歳費月額として受ける。附則に次の一項を加える。

平成十七年十二月に支給する期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第一号)附則第五条の規定の例による。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条中国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則に一項を加える改正規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第一号)の施行の日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分の六十」を「百分の四十二」を「百分の四十五」に改め、同項第四号中「百分の二十一」を「百分の二十二・五に改める。

別表第一(第三条関係)
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)
別表第一及び別表第二を次のように改める。

分の六十一を「百分の五十八」に改め、同項第三号中「百分の四十五」を「百分の四十三・五」に改め、同項第四号中「百分の二十二・五」を「百分の二十一・七五」に改める。

別表第一(第三条関係)
別表第一及び別表第二を次のように改める。

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条及び附則第三項から第七項までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十七年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第一号)附則第五条の規定による。

3 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける議員秘書で、その者の受ける給料月額が同日において受けた給料月額に達しないこととなる議員秘書には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者で、切替日以後給料表の適用に異動がある議員秘書には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

別表第一(第三条関係)				別表第二(第三条関係)			
三	二	一	級	三	二	一	級
五四三二一	五四三二一	二一	号給	四三二一	九八七六五四三二一	二一	号給

別表第一(第三条関係)				別表第二(第三条関係)			
三	二	一	級	三	二	一	級
五四三二一	五四三二一	二一	号給	四三二一	九八七六五四三二一	二一	号給

別表第一(第三条関係)				別表第二(第三条関係)			
三	二	一	級	三	二	一	級
五四三二一	五四三二一	二一	号給	四三二一	九八七六五四三二一	二一	号給

別表第一(第三条関係)				別表第二(第三条関係)			
三	二	一	級	三	二	一	級
五四三二一	五四三二一	二一	号給	四三二一	九八七六五四三二一	二一	号給

附則第十三項中「調整手当」を「地域手当」に、附則第十二項中「百分の十二」を「百分の十八」に改める。

附 則

附則第十三項中「調整手当」を「地域手当」に、附則第十二項中「百分の十二」を「百分の十八」に改める。

6 前三項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて次の各号のいずれかに該当するもの又は切替日前に議員秘書を退職し、

切替日以後に再び議員秘書となつた者であつて次の各号のいずれかに該当するものが再び議員秘書として受けける給料月額について準用する。

一 国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し、

当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

二 当該議員秘書を退職し、引き続いて秘書参考等(各議院事務局の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の秘書官(内閣総理大臣又は国務大臣の秘書事務をつかさどる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員を含む。)をいう。以下同じ。)となり、当該秘書参考等を退職し、引き続いて再び議員秘書となつた者

三 当該議員秘書を退職し、引き続いて秘書参考等となり、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参考(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考をいう。)を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

(平成二十二年三月三十一日までの間ににおける給料月額の特例)

7 平成二十二年三月三十一日までの間ににおける第二条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律附則第十三項の規定の適用については、同項中「その額に百分の十八を乗じて得た額」とあるのは、「一般職給与法第十二条の三第二項第一号の一級地に在勤する一般職公務員の例により計算した地域手当の額に相当する額」とする。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

法律第八号の一部を次のように改正する。

第八条中「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改める。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十七年十一月一日印刷

平成十七年十一月二日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

B